

山陽学園大学・山陽学園短期大学  
公的研究費にかかる特殊な役務に関する検収についての申し合わせ

平成28年5月25日制定

文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学科学研究費補助金経理事務取扱要項」第2条の規定に基づき、次のとおり特殊な役務に関する検収について申し合わせを定める。

| 役務の種類                        | 検収方法（検収は原則として総務課が行う。）  |
|------------------------------|--|
| データベース<br>プログラム<br>デジタルコンテンツ | パソコンにインストールされた成果物及び完了報告書を確認する。<br>パソコン上にインストールされたソフトの写真撮影を行う場合もある。<br>抽出による事後チェックを行う場合もある。<br>仕様書、作業工程などの詳細を専門知識を有する者（発注者は除く）がチェックする場合もある。 |
| 機器の保守・点検                     | 保守・点検時に立ち会って、検収を行い、保守・点検後、作業報告書により確認する。  |
| 機器の修理                        | 修理前の状態を確認する。修理後の状態は、修理完了報告書により確認する。<br>写真撮影を行う場合もある。   |
| 電源増設工事等                      | 工事前の状態を確認する。工事完了後の状態は、工事完了報告書により確認する。<br>写真撮影を行う場合もある。   |